

# 福知山市舗装復旧仕様書

平成 9 年 5 月 15 日施行

令和 7 年 8 月 28 日改定

福知山市

1 適用

この仕様書は、公共及び民間工事において市道、里道、その他福知山市の管理する道路を掘削し、舗装復旧をする場合に適用する。実施にあたっては、現場状況、現況舗装等を十分調査の上、道路管理者と協議・立会等をし、舗装構成、舗装範囲を決定することとする。

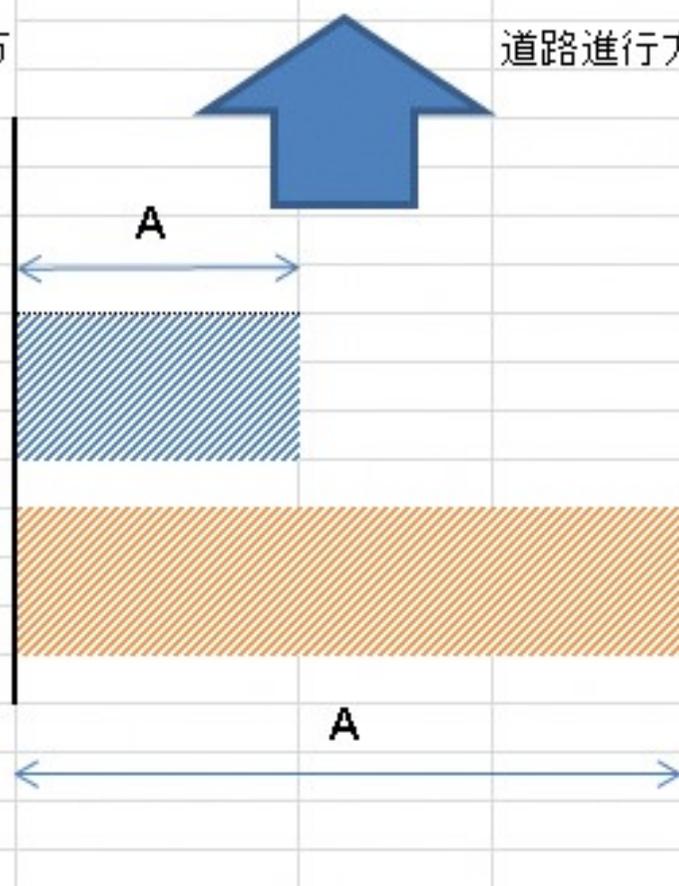
2 市道等の舗装復旧一覧表

単位：cm

舗装幅員 (車道)	舗装構成			横断方向の掘削部＋ 影響部の延長	最小復旧範囲		復旧方法
	表層＋基層	上層路盤	下層路盤		横断方向(A)	縦断方向(B)	
	加熱 As 混合物	M-30	RC-40				
歩道	4	10	-	舗装幅の 1/2 未満	全幅	「掘削幅＋影 響部(両側)」 と1.5mの 長い方。 (最小延長を 1.5mとす る。) 側溝等、構 造物は含ま ない。	アスファルトす き取り、打ち換 え。 その他の方法 による場合は協 議による。
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=3.0m未満	5	10	-	舗装幅の 1/2 未満	全幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=3.0～5.0m未満	5	10	-	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=5.0m以上の その他道路開発道路	5	10	15	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=5.0m以上の 準幹線道路	5	10	20	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=5.0m以上の 幹線道路	5+5	10	15	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
長田野工業団地、長田野 工業団地アネックス京都 三和の工業団地内	5+6	15	20	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		

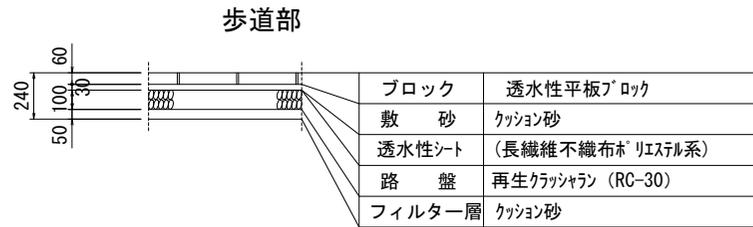
最小復旧範囲の考え方

道路進行方向

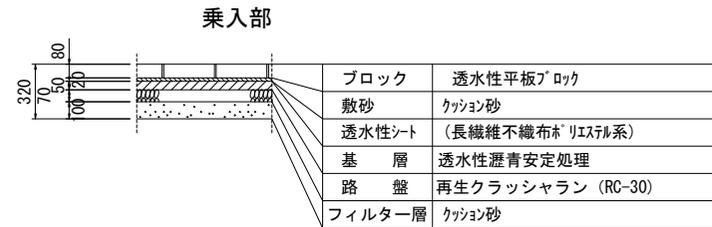


## インターロッキングブロック舗装構成

舗装構成図【歩道部】



舗装構成図【車両乗入部】



### 特記

- ・ブロック：ブロックの強度・機能及び意匠（デザイン）については同等以上のものを用いるものとする。
- ・敷砂：最大粒径 4.75mm 以下の排水性が良いこととする。
- ・目地砂：最大粒径 2.36mm または最大粒径 1.18mm 以下の乾燥珪砂とする
- ・透水性シート：敷砂の流出防止目的として使用する。

単位面積当たりの質量が 60g/m<sup>2</sup> 以上で引張り強さが 100N/5cm 以上のものとする。

- ・透水性瀝青安定処理：

**【乗用車・小型貨物自動車】**

透水性瀝青安定処理混合物 品質目標値

項目	目標値
空隙率(%)	12以上
安定度(kN)	2.45以上
透水係数(cm/S)	1×10 <sup>-2</sup> 以上
70-値(1/100cm)	20～40

**【大型車】**

透水性瀝青安定処理混合物 品質目標値

項目	目標値
空隙率(%)	20程度
安定度(kN)	3.43以上
透水係数(cm/S)	1×10 <sup>-2</sup> 以上

透水性瀝青安定処理混合物粒度範囲

項目	粒度範囲
31.5	100
26.5	95～100
19.0	90～100
13.2	25～85
4.75	10～45
2.36	10～25
300 μm	4～16
75 μm	2～7
アスファルト量(%)	2.5～4.5

透水性瀝青安定処理混合物粒度範囲

項目	粒度範囲
37.5	100
31.5	95～100
26.5	90～100
19.0	25～85
13.2	10～45
4.75	10～25
2.36	4～16
75 μm	2～7
アスファルト量(%)	4.0～6.0

### 3 国道・府道の場合

国道・府道の設計にあたっては、道路管理者の指示による舗装構成、舗装範囲によることを原則とし、舗装復旧の実施にあたっては、道路管理者との協議・立会等により決定すること。

### 4 補足事項

- (1) 影響部は路盤厚の2倍の幅とする。(例：路盤厚 10 cmの場合、影響幅は片側 20 cmとなる。(両側に影響部が必要であれば  $20\text{ cm} \times 2 = 40\text{ cm}$ となる))
- (2) 幹線とは、一般国道、府道、一級市道等と接続する基幹的な道路網を形成する市道をいう。
- (3) 準幹線とは、上記に準じた準幹線的な道路網を形成する市道をいう。
- (4) その他道路とは、幹線及び準幹線以外の道路をいう。
- (5) 2車線道路は、幅員 5.5m以上の道路ではあるが、本仕様書においては 5.0m以上の道路を2車線道路として扱う。
- (6) 舗装厚 5 cmの表層工は密粒度アスコン (13)、舗装厚 4 cmの表層工は、細粒度アスコンとする。
- (7) 「福知山市開発行為に関する指導要綱第7条に基づく協議書の提出」及び「都市計画法第29条第1項及び同条第2項の規定による開発」の対象工事等による道路拡幅は、既存道路幅員(舗装) 3 m未満道路については交通量の増加、大型車の通行等が予想されるため、全幅舗装を実施すること。  
なお、その他の復旧についての舗装構成は舗装復旧一覧表のとおりとする。

### 5 一般事項

- (1) この基準によりがたい場合は道路管理者と協議すること。
- (2) 掘削時点で上記の舗装構成と異なっている場合は、道路管理者と協議の上、決定する。
- (3) 復旧範囲内外に人孔蓋等がある場合の復旧範囲については、道路管理者と協議の上、決定する。
- (4) 復旧箇所が複数あり、箇所同士の間隔が近い場合、箇所ごとではなく一体的な舗装の復旧を検討すること。
- (5) 通行制限が伴う場合については、地元自治会にも周知を実施すること。
- (6) 施工中は交通誘導員を配置するなど、安全対策を講じること。
- (7) 夜間についても照明などの安全施設を設置し、十分な安全対策を講じること。

- (8) 既設との取合い部など工事内容に変更の必要が生じた場合は、その都度協議すること。
- (9) 埋戻等による不可視部は写真で管理できるよう管理すること。
- (10) 一般交通に支障をあたえないように施工するとともに、通行者等に対する危険防止のための必要な措置を講じること。
- (11) 工事の実施に当たっては、一般交通に支障をあたえないように特に注意することとし、危険防止のための工事標識その他の防止施設を設置すること。
- (12) 掘削土砂等は、道路に仮置することなくただちに搬出し、常に清掃すること。
- (13) 道路構造物を損傷させないこと。また、損傷させた場合は、道路管理者に連絡するとともに指示を受け、申請者の負担において復旧すること。
- (14) 道路管理者が引継ぎ後2年以内に工事にかかる工作物の瑕疵を発見したときは、道路管理者の指示により申請者の負担において補修すること。また段差や騒音等が発生した場合も同様の対応とし、速やかに補修を実施すること。
- (15) 工事の施工範囲に高さ調整が必要なマンホール鉄蓋等がある場合は、管理者と調整を行うこと。
- (16) 舗装工実施に関する詳細については、福知山市承認工事審査基準を参照すること。

## 6 その他の事項

### (1) 横断方向

- ア 掘削部分+影響部分の復旧幅が4.0mを越える場合は、道路管理者と協議すること。
- イ 斜め横断の掘削の場合における舗装復旧については、道路管理者と協議すること。

### (2) 交差点付近

- ア 原則として、斜め方向の舗装復旧は行わない。
- イ 交差点部の舗装復旧は、主たる道路における横断勾配を考慮し復旧を行うこと。

### (3) 舗装の仮復旧の構成

- ア 本復旧にならう。(車道部表層5.0cm、歩道部表層4.0cm)  
なお、仮舗装なしでの交通開放は原則的に行わない。

### (4) コンクリート舗装の構成

- ア コンクリート舗装をする場合は、コンクリート(18-8-25BB 60%以下)10.0cm、路盤(RC-40)10.0cm、ワイヤーメッシュ入り(SD295 φ6mm 格子間隔150mm)とする。